

高齢者虐待に関する調査結果について（令和3年度分）

厚生労働省による高齢者虐待対応状況等の全国調査について、県分の調査結果については、次のとおりです。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合があります。

＜宮城県の調査結果推移＞

(件)

類型	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報	24	24	25	24
	虐待の事実あり	15	8	9	8
2 養護者による高齢者虐待	相談・通報	690	792	852	900
	虐待の事実あり	395	479	480	476
合計	相談・通報	714	816	877	924
	虐待の事実あり	410	487	489	484

(注) 養介護施設従事者等…老人福祉法又は介護保険法に規定する施設等での業務に従事する者
養護者…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数

(表1) (件)

令和2年度	令和3年度	増減(%)
25	24	▲1 (▲4.0%)

(2) 相談・通報者

「当該施設・事業所職員」が36.7％と最も多くなっている。

(表2) (複数回答)

	人	比率(%)
本人	1	3.3
家族・親族	2	6.7
当該施設・事業所職員	11	36.7
当該施設・事業所元職員	1	3.3
施設・事業所の管理者	5	16.7
介護支援専門員	2	6.7
地域包括支援センター職員	1	3.3
警察	1	3.3
その他	4	13.3
不明	2	6.7
合計	30	100.0

(注) 1つの事例に対し複数人から相談・通報があった場合は重複して計上

(3) 事実確認調査対象件数

(表3)

(件)

令和2年度（以前を含む）相談・通報受理，令和2年度事実確認調査件数	令和3年度相談・通報件数	令和3年度事実確認調査対象件数
2	23	計25

(4) 市町村・都道府県による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は8件で，被虐待高齢者の実人数は10人であった。

(表4)

(件)

虐待の事実が認められた事例	8
虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例	17
その他	0
合計	25

(5) 虐待の状況

ア 虐待の種別

(表5)

(件)

身体的虐待	4
介護等放棄	0
心理的虐待	6
性的虐待	0
経済的虐待	2
合計	12

(注) 被虐待高齢者の総数10人に対する集計。(表9～11も同様)。ただし，1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合，それぞれの該当項目に重複して計上されるため，合計人数は被虐待高齢者の総数10人と一致しない。

イ サービス種別

(表6)

(件)

特別養護老人ホーム	2
介護老人保健施設	1
住宅型有料老人ホーム	3
短期入所施設	0
通所介護等	0
その他	2
合計	8

ウ 虐待を行った従事者の職種

(表7) (人)

介護職	3
看護職	1
管理職	0
施設長	1
経営者・開設者	2
その他	2
合計	9

エ 市町村・都道府県による指導等に基づく当該施設等における改善措置

(表8) (件)

施設等からの改善計画の提出	5
老人福祉法，介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	3

(6) 被虐待高齢者の状況について

(表9) 性別

	男	女	合計
人	1	9	10
%	10.0	90.0	100.0

(表10) 年齢

	65歳未満 障害者	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	不明	合計
人	0	1	0	0	3	3	3	0	0	0	10
%	0	10.0	0	0	30.0	30.0	30.0	0	0	0	100.0

(表11) 要介護状態の区分

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
人	1	1	1	2	1	1	3	10
%	10.0	10.0	10.0	20.0	10.0	10.0	30.0	100.0

2 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数

県内35市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は900件であった。

(表12) (件)

令和2年度	令和3年度	増減 (%)
852	900	+48 (+5.6%)

(2) 相談・通報者

「警察」が37.7%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が20.5%となっている。

(表13) (複数回答)

	人	%
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	201	20.5
介護保険事業所職員	59	6.0
医療機関従事者	26	2.7
近隣住民・知人	37	3.8
民生委員	24	2.5
被虐待者本人	46	4.7
家族・親族	69	7.0
虐待者自身	9	0.9
当該市町村行政職員	69	7.0
警察	369	37.7
その他	68	6.9
不明 (匿名を含む)	2	0.2
合計	979	100.0

(注) 1つの事例に対し複数人から相談・通報があった場合は重複して計上

(3) 事実確認調査対象件数

(表14) (件)

令和2年度 (以前を含む) 相談・通報受理, 令和2年度事実確認調査件数	令和3年度 相談・通報件数	令和3年度 事実確認調査対象件数
20	862	計882

(4) 市町村による虐待事実の確認調査結果

市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は476件で、被虐待者実人数は489人であった。

(表15)

(件)

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（被虐待者実数は489人）	476
虐待ではないと判断した事例	256
虐待の判断に至らなかった事例	150
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	29
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	9
合計	920

(5) 虐待の種別・類型

被虐待者実人数489人に対する割合は、「身体的虐待」が66.1%と最も多く、次いで「心理的虐待」が43.6%となっている。

(表16) (複数回答)

種別	身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的
件数	326	83	215	2	76
割合 (%)	66.7	17.0	44.0	0.4	15.5

(注1) 1人の被虐待者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

(注2) 割合は、被虐待高齢者の実数489人に対するものであるため、合計は100%にならない。

(6) 被虐待高齢者の状況について

虐待と判断した事例は476件であるが、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数人の場合があるため、被虐待高齢者の実数は489人となっている。以下では、実数489人について分類している。

ア 被虐待者の性別及び年齢

性別では、「男性」が24.7%、「女性」が75.3%となっている。

年齢階級別では「80～84歳」が23.5%と最も多く、次いで「75～79歳」が21.9%となっている。

(表17) 性別

	男	女	合計
人	121	368	489
%	24.7	75.3	100.0

(表18) 年齢

	65 ～69歳	70 ～74歳	75 ～79歳	80 ～84歳	85 ～89歳	90歳 以上	不明	合計
人	47	81	107	115	87	51	1	489
%	9.6	16.6	21.9	23.5	17.8	10.4	0.2	100.0

イ 虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が38.0%と最も多く、次いで「夫」が20.4%、「娘」が19.0%の順となっている。

(表19)

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その 他	合計
人	104	32	194	97	24	6	13	23	17	510
%	20.4	6.3	38.0	19.0	4.7	1.2	2.5	4.5	3.3	100.0

(注1) 1つの虐待事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数476件に対し、虐待者実数510人となっている。

(注2) その他は「内縁の者」「甥姪」などが挙げられる。

(7) 虐待への対応策について

ア 市町村による分離の有無

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が18.9%と、約5分の1の事例で分離が行われていた。

(表20)

	人数	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	115	18.9
被虐待者と虐待者を分離していない事例	350	57.7
現在対応について検討・調整中の事例	14	2.3
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居, 入院, 入所等)	95	15.7
その他	33	5.4
合計	607	100.0

(注) 虐待への対応には、令和2年度以前の虐待判断事例のうち、令和3年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は令和3年度の虐待判断事例における被虐待者489人と一致しない。

イ 市町村が分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）

「契約による介護保険サービスの利用」が29.6%と最も多く、次いで「上記以外の住まい・施設等の利用」が27.0%となっている。

(表21)

	人数	%
契約による介護保険サービスの利用	34	29.6
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	8	7.0
緊急一時保護	7	6.1
医療機関への一時入院	18	15.7
上記以外の住まい・施設等の利用	31	27.0
虐待者を高齢者から分離（転居等）	11	9.6
その他	6	5.2
合計	115	100.0

(注) 「上記以外の住まい・施設等」とは、親族宅や民間アパートなどである。

ウ 市町村が分離をしていない場合の対応内容

分離をしていない事例における被虐待者数350人に対する対応内容の割合は、「養護者に対する助言・指導」が44.9%と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が38.6%となっている。

(表22) (複数回答)

	人	%
養護者に対する助言・指導	157	44.9
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	0.3
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	31	8.9
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	78	22.3
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	8	2.3
その他	64	18.3
経過観察（見守り）	135	38.6

(注1) 1つの事例に対し複数の対応内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

(注2) 割合は、被虐待高齢者の実数350人に対するものであるため、合計は100%にならない。

【参考】

1 高齢者虐待防止に関する県の主な取組

- ・介護サービス事業者に対する集団指導，実地指導等を通じたアンガーマネジメントやストレスマネジメントの重要性の周知，研修の案内及び助言等
- ・養介護施設等の施設長，主任クラスの職員及び新任職員を対象とする，虐待防止や権利擁護に関する研修会の開催
- ・県民等を対象とする，高齢者の権利擁護をテーマにした講演会等の開催
- ・市町村や地域包括支援センターからの相談に対応するための，高齢者虐待対策に関する相談窓口の設置

2 高齢者虐待防止法のスキーム

